平成２７年（フ）第１７９号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3243番地の21
破産者　株式会社火と木
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１８０号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3243番地の21
破産者　加藤　憲一
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２１４号
千葉県柏市篠籠田1222番地１　ブラウンヒル２－102号
破産者　水嶋　　亙
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２１８号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧2692番地２
破産者　株式会社晶和サポート
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
福岡県久留米市藤山町1728番地の23
破産者　株式会社九州孵卵
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第７０２号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目１番43号
破産者　有限会社佐藤商店
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３５号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地４街区10棟401号
破産者　藤田　　彩（旧姓小林）
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６６８号
千葉県市川市本塩１番16号　（コーポスターライト201号）
破産者　秋元　雄一
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０１号
川崎市宮前区鷺沼１丁目11番地12
破産者　学峰館予備校有限会社
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
川崎市幸区古市場２丁目80番地
破産者　有限会社フジツー建設
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２３号
岐阜県各務原市蘇原吉野町２丁目87番地２
破産者　株式会社ＰＲ．５
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４８号
名古屋市中区錦２丁目15番22号
破産者　株式会社ｅライフ
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２９号
愛知県海部郡蟹江町本町10丁目89番地
破産者　株式会社昌楽食品
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８８号
岡山市北区芳賀県営住宅７－304
破産者　富永奈緒美（旧姓重光）
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４０号
熊本県天草市楠浦町11番地の２
破産者　有限会社天草真珠資材
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６３４号
東京都東久留米市下里５丁目18番22号
破産者　黒川由紀子
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７６０号
横浜市旭区中沢２丁目42番２－609号
破産者　株式会社北龍建設
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９８号
神奈川県足柄上郡開成町牛島212番地６
破産者　有限会社コムフィールド
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７号
石川県七尾市所口町チ部６番地７　南藤橋アパート　17号、従前の住所石川県羽咋郡志賀町鹿頭エの69番地
破産者　藤岡　　孝
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第３５４号
岐阜市加納城南通２丁目１番地１
破産者　有限会社ワンルート
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７４号
静岡県富士市原田389番地の４
破産者　株式会社クボタ商会
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８７号
静岡県湖西市新居町浜名1547番地の28
破産者　浜名建設株式会社
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係